

こんな時は届け出を！

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-535-1505
 保険介護課 ☎592-1141

※広島西年金事務所は広島市西区商工センター2丁目6番1号に移転しました。

国民年金は20歳から60歳未満までの全ての人が加入することになります。加入期間中に就職や転職、結婚、退職などで年金の種別が変わった際には、手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなったりする場合があります。なお、届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。

こんなとき	どうする	届出先	手続きに必要なもの	注意事項
① 20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金の加入手続きをする	○第1号被保険者 →市役所 ○第3号被保険者 →配偶者の勤務先	印鑑	保険料を納めるのが困難な場合は、⑥をご参照ください
② 会社を中途退職したとき(60歳未満の方)※被扶養配偶者も同様	国民年金の加入手続きをする	市役所	印鑑、年金手帳、離職票および資格喪失証明書(退職年月日がわかるもの)	退職された方が60歳以上で、被扶養配偶者が60歳未満の場合、手続きが必要です
③ 結婚や退職などで配偶者への扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更手続きをする	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせてください	
④ 配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者からの種別変更手続きをする	○第3号被保険者から第1号被保険者 →市役所 ○第3号被保険者から第2号被保険者 →勤務先	印鑑、年金手帳、資格喪失証明書	手続き先が違うのでご注意ください
⑤ 年金手帳を無くしたとき	再交付の手続きをする	○第1号被保険者 →市役所または広島西年金事務所 ○第3号被保険者 →配偶者の勤務先	印鑑、本人を確認できるもの(免許証など)	市役所で受付の場合は3週間程度、広島西年金事務所は即日発行可能です
⑥ 保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	市役所	印鑑、年金手帳、失業の場合は雇用保険受給資格者証または離職票、学生証または在学証明書(学生の方の場合)	免除の申請は2年さかのぼって申請が可能です

【年金の種別】

「第1号被保険者」：自営業者、無職、学生など 「第2号被保険者」：サラリーマン、公務員など
 「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※印鑑は、スタンプ印でない認印

受診できる歯科医院

医療機関名	所在地	電話
荒田歯科クリニック	西栄1丁目8番19号	☎526480
伊東歯科医院	新町1丁目12番13号	☎524756
角田歯科医院	本町2丁目9番9号	☎530648
川口歯科医院	玖波1丁目5番2号	☎577350
神波歯科医院	新町1丁目11番17号	☎523240
きらら歯科医院	西栄3丁目17番7号	☎541182
これなが歯科医院	晴海1丁目6番10号2階	☎570118
谷口歯科クリニック	小方1丁目13番32号	☎577456
長岡歯科医院	黒川1丁目8番27号	☎576430
広中歯科医院	新町1丁目2番11号	☎530888
藤井歯科医院	油見3丁目4番3号	☎532206
みどり橋歯科医院	立戸1丁目3番10号	☎528110

歯の健康チェックを受け健康づくりに役立てましょう

市国民健康保険では、加入者の健康づくりの一環として、歯科診療の自己負担を助成します。

とき

6月1日(水)〜平成29年3月31日(金)

対象

国民健康保険の加入者

問い合わせ 社会健康課 ☎592-1153
 助成額 1人につき、年に1回1、500円を上限として助成します。

申し込み

社会健康課に連絡して、あらかじめ助成券の発行を受けてください。

